

「高齢者の居住安定確保プラン」の改定について

確保プランとは

- 高齢者の居住の安定確保に向け、住宅施策と福祉施策が連携し、総合的・計画的に施策を推進するための基本的な方針と実現のための施策を示した計画

「高齢者住まい法」第4条に基づく
高齢者居住安定確保計画

都市整備局と福祉保健局が共同で策定

現行確保プランの内容

- 平成22年9月策定、平成24年8月改定(→第5次住マス、第5期高齢者保健福祉計画*1の策定を踏まえて)
*1 老人福祉法に基づく都道府県老人福祉計画及び介護保険法に基づく都道府県介護保険事業支援計画を、都における高齢者の総合的・基本的計画として一体的に作成したもの
- 計画期間は、平成22年度から概ね5年間(平成26年度まで)

★ 概要(構成等)

- 1 プランについて
- 2 東京の高齢者を取り巻く状況
- 3 高齢者の居住の安定確保に向けた基本的方針

【目標1】

住宅施策と福祉施策の連携を図り高齢者が安心して暮らせるすまいの供給促進
(都市整備局、福祉保健局)

※ 「高齢者向けケア付き賃貸住宅(ケア付きすまい)」(東京モデル1) ⇒平成26年度までに6,000戸
 ※ 「都市型軽費老人ホーム」(東京モデル2) ⇒平成24年度までに2,400人
 (『2020年の東京』へのアクションプログラム2013」(H25.1)にて、
 東京モデル1は約10,000戸に目標値を引き上げ、モデル2は平成28年度までに目標期間を延長)

【目標2】

高齢者が日常生活を営むために必要なサービスを提供する体制の整備 (福祉保健局)
 ※ 「シルバー交番」(東京モデル3) ⇒平成26年度までに70地区

4 目標実現のための施策

- 【取組1】 高齢者向けの賃貸住宅・老人ホーム等の供給促進
- 【取組2】 高齢者の入居支援とサービスの質の確保
- 【取組3】 地域で高齢者を支える仕組みの構築
- 【取組4】 高齢者の居住の安定の確保に向けたその他の取組

改定内容

- 長期ビジョンや第6期高齢者保健福祉計画(H27-29)の策定等を踏まえた対応
 - 特別養護老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等の新たな整備目標
 - 新たな施策等
 - ・ 地域住民へ貢献できるよう地域密着型サービス事業所との連携等によるサービス付き高齢者向け住宅の供給拡大
 - ・ 区市町村における居住支援協議会の設立支援
 - ・ 空き家を活用した入居支援 など
- 計画期間は、平成27年度から平成32年度まで
⇒ 住宅マスタープランや高齢者保健福祉計画の計画期間と調和を図る。



平成26年度末、高齢者保健福祉計画と同時に、改定を予定